

P&Aいしかり会則

第1条 名称

各地でのP（プロテクション・・・権利擁護）&A（アドボカシー・・・代弁・弁護）運動に学び、会の名称をP&Aいしかり（略称PAI）とする。

第2条 事務所

PAIの事務所を石狩市障がい者支援センター（石狩市樽川519-2）に置く。

第3条 目的

障がい児・者が地域で生活する上で、様々な生きづらさがある。地域の人たちの理解の有無によっては、誤解やトラブルが生じてしまう。障がいのある人たちが社会の中で安心して安全に暮らすためには、地域でのセーフティーネットづくりが必要である。

P&Aいしかりは

1. どんな障がいがあっても、安心して地域でくらしたいわが街「いしかり」にしたい。
2. 障がいのある人のための権利擁護と地域でのセーフティーネットづくりの草の根運動をこの2つの願いを実現させていくことを目的として活動していく。

第4条 活動

PAIは第3条の目的を実現する為に以下の活動を進めていく。

1. 地域における障がい児・者への良き理解者・良きサポーターづくりの協力依頼の活動
2. PAI活動紹介のパネル展示やビラの配布などの啓蒙・啓発活動
3. 地域住民と協同した障がい児・者のセーフティーネットづくり・地域づくりの活動
4. 地域問題等を共に考える集いや権利擁護などP&A運動に関わる研修の企画・実施
5. P&Aいしかりの広報活動
6. ワンコインサポーター協力依頼の活動

第5条 構成

個人、団体を問わずPAIの目的に賛同するすべての人を対象とし、PAI活動に参加する個人・団体によって構成される。

第6条 運営

1. 柔軟な組織としての会運営を基本とし、事務局的な運営を担う世話人会を置く。その構成は
世話人代表 1名
世話人 若干名
とする。さらに
会計監査 1名
を置く。
2. 世話人会の構成は個人・団体を問わない。

3. 世話人会は随時開催し、P A活動の課題整理・計画（企画）・活動組織・実施に向けた準備を行う。
4. 年に1度、P&Aいしかりの活動を総括する集い(全体会)を開催し、活動の振り返りと次期活動計画を協議・確認する。又、世話人代表・世話人・会計監査の選出を行う。

第7条 会計

PAI活動の会計、

1. 具体的な活動毎にワンコインサポーター協力金
 2. P&Aいしかり活動への賛助金
- 主にこれら2つを活動財源として運営する。

附則

このP&Aいしかり会則は平成24年12月15日から施行する。